

介護福祉課からのお知らせ

介護保険料納入通知書の発送
第1号被保険者65歳以上の方へ6月15日(水)に発送します



介護保険料の減額申請
保険料段階が第3段階以上の方で、世帯の年間収入額および預貯金合計額が減額対象基準額(1人世帯140万円以下、2人世帯200万円以下、以降1人増えるごとに60万円を加算した額)以下の方は、必要書類を持参し、介護福祉課へ申請してください

次に該当する方は対象外です
●別世帯課税者の税や医療保険の被扶養者になつていない
●居住していない土地と家屋の固定資産税評価額が100万円を超える
●介護保険料を滞納している
減額割合 保険料の3分の1
申請受付 随時受付 納期を過ぎた保険料は減額なりません
また、前年度に申請をした方も改めて申請が必要
申請時必要書類についてはお問い合わせください

申請先・詳細 介護福祉課 ☎(32)6341

介護サービスを利用しやすいように支援をしています

申請先・詳細 介護福祉課 ☎32-6342

高額サービス費が支給されます

介護サービスを利用した場合、その世帯内での1カ月のサービスにかかる利用者負担額(月額)が表1の上限額を超えたときは、申請によりその超えた額が払い戻されます。なお、利用料を支払ってから2年が経過すると払い戻しを受ける権利がなくなりますのでご注意ください

表1	区分	利用者負担上限額
高額サービス費	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付の受給者 ・利用者負担を15,000円にすることで生活保護受給者とならない場合	世帯15,000円
	・世帯全員が市民税非課税の方	世帯24,600円
	・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 ・老齢福祉年金の受給者	個人15,000円
	・上記以外の方	世帯37,200円

居住費・食費の利用者負担(負担限度額)を所得に応じて設定

介護保険施設に入所したときおよびショートステイ利用時の居住費(滞在費)・食費についても所得状況に応じて表2のとおり軽減されます。なお、減額を受けるためには申請が必要です。減額された方は「減額認定証」を交付します

表2	利用者負担段階	居住費(滞在費)の限度額(月額)			食費の限度額(月額)
		ユニット型個室	ユニット型準個室など	多床室	
利用者負担段階と負担限度額	第1段階 ●老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ●生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付の受給者	820円	490円(320円)	0円	300円
	第2段階 ●世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	820円	490円(420円)	320円	390円
	第3段階 ●世帯全員が市民税非課税で第2段階に該当しない方	1,640円	1,310円(820円)	320円	650円
	第4段階以上 ●上記以外の方	1,970円	1,640円(1,150円)	320円	1,380円

()内は特別養護老人ホームに入所または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の額

社会福祉法人による軽減措置

市民税非課税世帯で世帯収入や預貯金などが一定条件にあてはまる方が、社会福祉法人の提供する訪問介護(ホームヘルプサービス)、通所介護(デイサービス)、短期入所生活介護(ショートステイ)認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護および特別養護老人ホームにおける施設サービスを利用する場合、利用者負担が軽減される場合があります。対象となる条件がありますので、詳しくは介護福祉課までお問い合わせください。また、平成23年度から生活保護受給者の介護福祉施設サービス、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の個室に係る居住費のみ軽減対象になりました

民間等介護保険サービス利用者負担額軽減制度

社会福祉法人以外の指定事業者から提供される訪問介護(予防を含む)の利用者負担が軽減される場合があります。対象となる条件がありますので、詳しくは介護福祉課まで相談してください

対象サービス	訪問介護・介護予防訪問介護
軽減割合	利用者負担額の25% (老齢福祉年金受給者は50%)

住宅用火災警報器の設置はもうお済みですか

詳細 予防課 ☎32-6724

平成23年6月1日から消防法および苫小牧市火災予防条例により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されました

なぜ住宅用火災警報器の設置が必要なの?

住宅火災により亡くなった方の5割が「発見の遅れ」、「逃げ遅れ」によるものです。住宅用火災警報器が煙や熱を感知して、警報音や音声で火災発生を早期に知らせます

設置による効果

- ・早くに通報することが可能になる
- ・火災の拡大を未然に防ぐことができる
- ・死者数が1/3程度に減少している



設置状況調査にご協力ください

平成23年1月から住宅用火災警報器の設置状況調査と、まだ設置されていない住宅に設置促進を図るため、調査員が各家庭を訪問していますので、ご協力をお願いします

調査員は物品を販売したりお金を請求するようなことはありません。不審な場合はご連絡ください

市民おどりパレード

参加者募集

8月6日(土)開催の港まつり市民おどりパレードの参加者(団体・個人)を募集します。

事業所・団体での参加

募集期間 6月1日(水)~22日(水)

応募方法 港まつり実行委員会、市役所1階案内、市商業観光課(egao 6階)、商工会議所、ホームページ
http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/から苫小牧観光情報へ)で配布している

応募用紙に必要事項を記入し、直接郵送(消印有効)またはファクスで個人での参加
募集期間 なし(当日の飛び入り参加も可)
応募方法 氏名、参加人数を電話、Eメールまたは直接

申し込み・詳細 〒053-0021

若草町3丁目3番8号 港まつり実行委員会事務局(市民活動センター内)
☎(33)2233 ☎(33)2234
stogyokanko@city.tomakomai.hokkaido.jp

健康ウォーキング事業スタンプラリー

苫小牧の自然あふれるウォーキングコースを楽しみながら、健康・体力づくりをしてみませんか?

みんなで歩こう!!会

コース	開催日
第1回 緑ヶ丘公園周辺(約3.8km)	6月18日(土)
第2回 文化公園周辺(約3km)	7月23日(土)
第3回 錦大沼公園周辺(約3.5km)	8月20日(土)
第4回 拓勇~白鳥公園周辺(約5.4km)	9月17日(土)
第5回 ウトナイ湖周辺(約4.6km)	10月15日(土)

とき いずれも9時30分スタート(受け付け9時~)

料金 無料

持ち物 タオル、飲み物、雨具(雨天時)帽子

申し込み・ところ・詳細 第1回緑ヶ丘公園の申し込みは6月1日(水)~15日(水)に直接または電話で スポーツ課(総合体育館内) ☎34-7715

小学生以下は保護者同伴

第2回以降の申し込みは、改めてお知らせします

雨天決行(荒天時、災害時は中止の場合あり)

全5回の参加で、完全制覇証(写真付き)を交付します

教育支援ボランティアを募集します

放課後や長期休業中の補習など、児童・生徒への学習をサポートするため、地域や大学生の方を対象に小・中学校の教育支援ボランティアを募集します
募集期間 随時受け付け
活動時間 1回につき1~2時間程度
応募用紙配布 各小・中学校、学校教育指導室、ホームページ(http://www.dousitu/index.htm)

申し込み・登録 応募用紙に必要事項を記入し、各小・中学校、学校教育指導室に直接または郵送、ファクスで
〒053-0018 旭町4丁目4番9号 学校教育指導室(市役所第2庁舎1階)
応募した方は教育支援ボランティアとして登録されます
詳細 学校教育指導室 ☎(32)6744